

令和8年度（第77回）全国労働衛生週間 鳥取労働局長メッセージ

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理、作業管理及び作業環境管理の労働衛生3管理を基本として、総合的かつ効果的に労働衛生対策を進めていくため、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しており、今年で77回目を迎えます。

労働者の健康をめぐる状況は、高齢化の進行等により一般健康診断の有所見率が長期的に上昇傾向で推移しており、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者は増加することが見込まれるとともに、女性の就業率の上昇から働く女性の健康問題への対応も課題となっています。

鳥取労働局管内においては、夏場の気温上昇等により熱中症が増減を繰り返しながらも増加傾向にあり、職場の熱中症予防対策への取組が急務となっております。精神障害については、労災請求件数、決定件数とも増加傾向にあり、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策の推進が必要となっています。職場における腰痛災害については、高齢化による身体機能の低下等により、高止まりしている状況です。

鳥取労働局では、第14次労働災害防止推進計画により重点を定め、労働災害防止対策のほか、労働者の健康確保対策、化学物質による健康障害防止対策の推進を進めていますが、本年4月以降、治療と仕事の両立支援が事業主の努力義務とされ、また、令和10年4月以降は50人未満の事業場においてもストレスチェックの実施が義務となります。このほか、化学物質をはじめとする法令改正も行われており、労働衛生対策は今後ますます重要となっています。

こうした状況を踏まえ、あらゆる労働者が心身ともに健康に働き続けることができるよう、今年度は、

「ひとりひとりが貴重な人材

心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

をスローガンとして、10月1日から同月7日までの全国労働衛生週間の本週間及びこれに先立つ9月1日から同月30日までの準備期間中に、本週間の趣旨、健康診断、作業環境測定の実施についての周知活動など、労働者の健康確保を目的とした各種の取組を実施してまいります。

各事業場におかれましては、全国労働衛生週間を契機として、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図られますようお願い申し上げます。

令和8年9月1日

鳥取労働局長 山下 禎博